

暮らし



第3回「仮」フリマ・はむら」をみんなで考える会

6月からスタートした会議も、今回で3回目になりました。

新たなフリーマーケット「仮フリマ・はむら」の開催に向け、現在、実施内容の検討を進めています。

フリーマーケットを運営するには、多くの皆様のご意見とご協力が必要です。

ぜひ会議に参加してください。

▼日時 9月27日(火)午前9時〜

会場 消費生活センター2階活動室(市役所分庁舎内)

※直接会場へお越しください。

◎問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111 ① 640 / 生活環境課生活環境係 ☎ 204

※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時です。

に関する条例に基づき、説明会および公告・縦覧を行います。

縦覧対象の都市計画原案

▼縦覧対象の都市計画原案 福生都市計画地区計画、栄町三丁目西部地区地区計画(地区計画の原案)

※栄町三丁目西部地区に地区計画を導入し、良好な都市環境の形成・保全を図ります。

説明会日時・会場 9月27日(火)市役所2階204会議室午後7時〜8時

縦覧期間 9月28日(水)〜10月12日(水)

日曜日、祝日を除く)の午前8時30分〜午後5時15分

縦覧場所 市役所2階都市計画課窓口

※市公式サイトでも閲覧できます。

◎意見書提出・問合せ 10月19日(水)(消印有効)までに、「栄町地区計画」と記載した意見書に住所・氏名を記入し、郵送または直接都市計画課都市計画係 ☎ 288-2051-8601 (所在地記載不要)

※様式は問いません。

※持参の場合、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時15分です。

※意見書を提出できる方は、

区域内の土地所有者および利害関係人です。

都市計画案(羽村駅西口地区)の公告・縦覧

次の都市計画案について、都市計画法第17条に基づき、公告・縦覧を行います。

縦覧対象の都市計画案

①福生都市計画用途地域の変更

②福生都市計画高度地区の変更

③福生都市計画防火地域及び準防火地域の変更

④福生都市計画地区計画、羽村駅西口地区地区計画の決定

縦覧期間 9月23日(金)〜10月7日(金)(土・日曜日を除く)の午前8時30分〜午後5時15分

縦覧場所 市役所2階都市計画課窓口

※市公式サイトでも閲覧できます。

◎意見書の提出・問合せ 10月7日(金)(消印有効)までに、意見対象の都市計画案の略称

(①用途地域、②高度地区、③防火地域、④西口地区計画)を記載した意見書に住所・氏名を記入し、郵送または直接都市計画課都市計画係 ☎ 288-2051-8601 (所在地記載不要)

※様式は問いません。

載不要)

※様式は問いません。

※持参の場合、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時15分です。

※意見書を提出できる方は、羽村市民および利害関係人です。

子育て



もぐもぐ教室〜離乳食生後7か月以降講座

離乳食をゴックンと飲み込むことが上手になったら、もぐもぐ・かみかみに進みましょう!

赤ちゃんと合った食べ物、固さや大きさ、種類の増やし方など、簡単メニューについて楽しく学ぶ教室です。

▼日時 10月27日(木)午前10時〜11時30分

会場 保健センター

対象 平成28年1月1日〜3月15日生まれの乳児とその保護者

定員 15組(先着順)

内容 離乳食のポイント・離乳食調理デモンストラーション・試食(保護者の方が試食します)・みんなで話そう「離乳食と育児について」

◎申込み・問合せ 9月16日(金)から、電話で保健センター ☎ 555-1111 ① 625 (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時)

※対象のお子さん以外を連れての参加は、ご遠慮ください。

ハロー赤ちゃんクラス(両親学級)

▼日時 10月22日(土)①午前10時〜正午、②午後2時〜4時

※申込時に①または②のどちらかを選んでください。

会場 保健センター

対象 市内在住の妊婦およびその家族(一人での参加も可)

定員 各回15組(予約制)

持ち物 母子健康手帳・父親ハンドブック・筆記用具

内容 赤ちゃんの入浴、おむつ交換の仕方、ミルクのつくり方など

◎申込み・問合せ 事前に、電話または直接保健センター ☎ 555-1111 ① 626 (受付時間:土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時)

新しい「乳医療証・子医療証」の送付

10月1日(土)から医療証が新しくなります。該当者には新しい医療証を9月下旬に送付します。有効期限(9月30日)の過ぎた医療証は、破棄していただくか、子育て支援課へ返却してください。

また、保険の種類が変更となったり、転出などで資格がなくなったりした場合は、子育て支援課へ連絡してください。

乳幼児医療費助成制度(乳)・義務教育就学児医療費助成制度(子)とは

市内在住の義務教育就学前の乳幼児・義務教育就学児(小学校1年生〜中学校3年生)が健康保険により診療を受けたときに、医療費の自己負担金の全額またはその一部を助成するものです。まだ医療証を持つていない方は、申請してください。

※医療証の有効期限は平成29年9月30日までですが、(乳)で6歳・(子)で15歳のお子さんの有効期限は、平成29年3月31日までです。小学校

入学時には、(乳)から(子)への切替えが必要です。

※詳しくは、平成29年3月発行の広報はむらなどでお知らせします。

●問合せ 子育て支援課 支援係(内)237

健康

特定不妊治療助成

市では、高額な特定不妊治療(体外受精および顕微授精)を受ける方の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

▼対象 次のすべてに該当する方

- 特定不妊治療について、すでに東京都の特定不妊治療費助成の決定を受けている方で、1回の治療に東京都の助成決定額を超える費用がかかった方
- 特定不妊治療の開始日から助成金の申請時まで引き続き市内に居住している方
- ほかの市区町村から同種の助成金を受けていない方

助成額 1回の治療につき最

高助成限度額5万円

※助成対象・回数、下表のとおりです。

※年齢は、治療開始日時点の女性配偶者の年齢です。

※助成対象・回数などについて詳しくは、問い合わせください。

申請方法 「申請書・特定不妊治療受診等証明書・治療費の領収書・東京都の助成金交付決定通知書・印鑑・振込先が確認できるもの(通帳など)」

を持参し、直接保健センターへ(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時)

※特定不妊治療受診等証明書は、治療を受けた医師に記入してもらう必要があります。事前に保健センターで受け取るか、市公式サイトからダウンロードしてください。

●問合せ 保健センター ☎555-1111(内)623

	年 齢	助成回数
平成25年度までに助成を受けた場合	年齢制限なし	年度あたり2回まで、通算5年度分10回を限度として助成
平成26年度以降、新規に助成申請をした場合	40歳未満の方	通算6回まで助成
平成26年度または27年度に新規に助成申請をした場合	40歳以上の方	年度あたり2回まで、通算で5回まで助成(初年度のみ3回まで)
	40歳未満の方	43歳に達するまで、通算6回まで助成
平成28年度以降、新規に助成申請をする場合	40歳以上43歳未満の方	43歳に達するまで、通算3回まで助成
	43歳以上の方	対象となりません

助成対象・年齢・助成回数

広告掲載募集中

「広報はむら」に広告を掲載して、企業・事業所・商店などをPRしませんか。申込みは、広告の掲載を希望する月の前々月の15日までです。

※詳しくは、市公式サイトをご覧ください。お問い合わせください。

問合せ 広報広聴課 広報係 (内)339

有料広告

pellets ストープでスローライフを!!
 pellets 燃料定期配送有り(10キロ 680円税別)
 創省エネ助成金 3万円有り

NIPPO くにたちリフォーム工房
 PRODUCED BY ニッポ設備株式会社

☎ 0120-54-6666

バイオマス燃料を利用した炎のあたたかみを感じる環境にやさしいストーブです。